

令和8年4月30日

職員の懲戒処分について

町では、次のとおり職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を決定したので、公表します。

1 事案の概要

都市建設課において、平成31年度から令和7年度の7年間にわたり、常態化した不適切な会計処理をしていたもの。

不適切な会計処理は、所管する工事等の追加費用を正規の手続き（設計変更・随意契約）を経ずに他業務等で支払い、期間中の総額は13社91件約3,316万円に至るもの。さらに、一部の上司の指示により除雪業務の作業時間や融雪剤の使用量を水増しする不正も行われていたことも発覚したもの。

本件は地方交付税の算定基礎である除雪費の不正利用にあたるため、国への返還金発生による財政的損失に加え、行政への信頼を著しく失墜させる重大な事案であるもの。

2 職員の処分

職員【1】

- (1) 被処分者 課長級 50歳代・男性（事案発生時 課長級）
- (2) 処分内容 停職2月
- (3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大和町職員の懲戒の手続，効果等に関する条例第4条
- (4) 処分日 令和8年5月1日

職員【2】

- (1) 被処分者 係長級 30歳代・男性（事案発生時 係長級）
- (2) 処分内容 停職2月
- (3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大和町職員の懲戒の手続，効果等に関する条例第4条
- (4) 処分日 令和8年5月1日

職員【3】

- (1) 被処分者 課長補佐級 50歳代・女性（事案発生時 課長補佐級）
- (2) 処分内容 停職1月
- (3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大和町職員の懲戒の手続，効果等に関する条例第4条
- (4) 処分日 令和8年5月1日

職員【4】

- (1) 被処分者 課長補佐級 50歳代・男性（事案発生時 係長級）
- (2) 処分内容 減給 1/10（2月）
- (3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大和町職員の懲戒の手続，効果等に関する条例第3条
- (4) 処分日 令和8年5月1日

職員【5】

- (1) 被処分者 課長補佐級 40歳代・男性（事案発生時 課長補佐級）
- (2) 処分内容 減給 1/10（2月）
- (3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
大和町職員の懲戒の手続，効果等に関する条例第3条
- (4) 処分日 令和8年5月1日

3 監督責任について

事案発生時に管理職にあった者

60歳代・男性 1名 戒告（処分日 令和8年5月1日）

町長及び副町長の給料減額に係る処分 1/10（2月）

4 町長のコメント

このたび職員による重大な不祥事の発生により、町民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員に対する法令及び服務規律の順守を一層徹底するとともに、町組織が一丸となり再発防止の確立と適正な事務の執行に努め、町民の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

令和8年4月30日

大和町長 浅野 俊彦

問合せ先 総務課 電話022-345-1112（直通） 担当 児玉・本木
